



倉敷市市民企画提案事業について

答 申

平成27年3月16日

倉敷市市民企画提案事業審議会

# 目 次

	頁
全体講評 . . . . .	2
審査結果 . . . . .	4
個別講評 . . . . .	6
審議会委員名簿 . . . . .	10

(資料)

諮問書，倉敷市市民企画提案事業実施要綱

倉敷市市民企画提案事業は、市民活動団体の公益的な活動を支援することで、市民活動のさらなる活性化を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的としている。

昨今、社会は高齢化、防災力の整備、地域活性化など様々な課題を抱えており、多くの市民がこのような問題を意識した活動に取り組んでいる。こういった活動を支援するために、本事業は非常に意義のあるものと言える。

本事業は、平成 17 年度の開始から定期的に見直ししながら現在に至っている。昨年度はこれまでの実施成果を踏まえ、より利用しやすくすると同時に、団体の自主自立や成長を促すことを目的に改善を行っている。また、より透明性の高い審査を行うために、審査基準も見直している。事業を通して、市民と行政が相互に補完し合うことにより、倉敷市がより住みよいまちとなることを念願する次第である。また、市民活動団体が自立・成長するための一助となり、より成熟した活動へと繋がる契機となることを期待している。

平成 27 年度の事業においては、昨年 10 月から 11 月にかけて募集をしたところ、14 件の応募があり、そのうち 5 件は新規事業であった。前回に比べて提案数は減少しているが、事業の内容そのものは納得できるものが増えている。本事業の趣旨をご理解いただき、応募された提案団体に対して、倉敷市市民企画提案事業審議会として衷心より敬意を表する次第である。

本審議会は、2 月 8 日と 15 日の 2 日に渡り書類審査、プレゼンテーション、質疑応答を経て、厳正かつ公正に審査を行った。本答申は、その結果をまとめたものである。

審査した事業は、地域の活性化や防災、社会環境等の改善に繋がるなど、市民サービスの向上に寄与する内容であった。本答申を契機に新しい公共の理念に基づいた「市民参加による協働のまちづくり」が促進されることを期待するとともに、一層充実した事業となるよう祈念する次第である。

末筆ではあるが、倉敷市市民企画提案事業に格別のご理解とご協力を賜り、公開プレゼンテーションの実施にあたり、真摯に対応していただいたすべての関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月 16 日

倉敷市市民企画提案事業審議会  
会 長 加 藤 充 美

## 全体講評

提案のあった事業に対する全体的な講評を、審議会委員から出された意見を整理して次にまとめておく。個々の事業の講評は別途掲載しているので参照されたい。なお、全体講評、個別講評で提示した課題は、今回応募した団体だけでなく、多くの市民活動団体や、行政の各部署が少なからず抱える課題でもあると考えている。

昨年度と比べ、全体的に提案内容がよく検討されていたように思う。それぞれに活動の意味を認められるものが多く、プレゼンテーションも熱意が伝わってくるものであった。また、協働事業においては行政の支援が的確に行われていると評価できる。一方で目的や効果が明確でないもの、リスクへの対応策が弱いもの、費用の使い方の検討が足りないものなど、改善が必要な提案も見られた。事業をより有意義なものにするため、次に記述する意見を自ら活動の参考にさせていただくことを期待する。

### 1) 事業計画書の重要性

プレゼンテーションでは、各団体工夫して熱く訴えるものが多かった。しかし、書類だけでは内容を判断しにくいもの、実施にあたって生じる諸問題に対する想定が甘いものなどが見受けられた。書面にするとということは、問題点を洗い出し、考えを整理する上で非常に有効である。また、継続の団体はこれまでの実績を振り返り、PDCAサイクルを回していくことで、次の展開に繋げていただきたい。各団体の想いを実現するためにも、精度の高い事業計画書を作成することが望まれる。

### 2) 事業の費用対効果

補助金は市民の税金から賄われており、補助を受けた団体は用途をよく考え、注意深く執行する義務を負っている。その意味でよく考えられている提案もあったが、予算が大まかすぎるもの、用途が安易に設定されているもの、補助金に頼りすぎているものなどが見受けられたのは残念である。一時的には補助金を利用しても、最終的には自立して活動できるような力強い体制づくりが望まれる。

### 3) 市民と行政の協働

行政が参加しているものはどれも手堅い計画になっているものが多かった。協働事業は、市民と行政がお互いの良い面を出し合って事業を推進するものである。防災やインフラの保守に関する

る意義深い提案もあった。しかし、少人数の活動では全体像が見えにくい。特に防災関連では、市の計画や施策の中で、こういった活動をどう位置づけていくか検討が必要である。

#### 4) 団体同士の連携の強化

他団体と連携することでより幅広い、力強い活動が展開できると思われる提案がいくつも見られた。本事業の性格上、自分たちの主体的な活動に対する行政のサポートと捉えがちであろうが、そこには公益性が期待されている。自分の身の回りの小さい範囲に囚われることなく情報収集し、他の団体との連携を図るなど、市全体の活性化に寄与する観点を忘れないでいただきたい。

#### 5) 制度の在り方

この制度をうまく利用して自立に向けて活動を進化させている団体や、他団体との連携を深めてより幅の広い活動を展開しているものが見られたのは心強い。この流れが全体へ広がることを期待したい。

平成27年度の応募数の減少については、広報の方法、プレゼンテーションをより一般市民の方に見ていただく工夫などの検討が必要であろう。

## 審査結果

2月8日及び15日に開催した公開プレゼンテーションで、申込団体や市担当課が事業内容の説明を行い、その説明や質疑応答を通して、審議会が事業の実現可能性や団体の熱意など、次に掲げる審査基準にもとづいて審査を行った。

### 【審査基準】

区分	審査基準	審査の視点	点
団体	組織体制	知識、専門性、経験など他にない強みがあるか 事業実施、事務処理、広報など会員間で役割を分担しているか 自主財源（事業収益、寄付、会費）を確保する取り組みはあるか	30
	意欲	打ち合わせや活動を定期的に行っているか（開催頻度、参加会員数） 【新規のみ】課題解決に取り組む姿勢と熱意に共感できるか 【2年目以降】ブログ「まちづくりびと@倉敷」への投稿回数 【2年目以降】PRイベント「まちづくりびと展」への取り組み状況	
	活動	団体の信頼性を高めるため、運営や活動の情報公開をしているか 中・長期的な活動計画があるか	
目的	課題設定	解決しなければならないという点に共感できるか 設定した課題は社会的背景に合致しているか 市民ニーズは事実にもとづいて分析されているか	20
	公益性	利益を受ける範囲が限定的ではなく、不特定多数の市民に開かれているか 行政が補助してよい内容であるか 事業の実施により市民サービスの向上が期待できるか	
計画	有効性	課題解決に向け、的を射る有効な事業計画であるか 住み良いまちの実現に繋がる内容であるか 事業の発展や地域社会への波及効果が期待できるか	20
	妥当性	趣味的なものではなく、一般市民の理解が得られる内容であるか 事業計画は団体の設置目的に沿っているか 活動の実施回数は十分確保されているか	
	協働性 【協働事業 部門のみ】	団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるか 団体が単独で実施するよりも、明らかに高い効果が見込めるか 事業計画に団体と市、双方の意見を反映しているか	
実現	創意工夫	活動を広く知ってもらう工夫がみられるか 実施時期や開催場所の選定に、事業の効果を高める工夫がみられるか 新しい視点からのアイデアや独自性が盛り込まれているか	20
	実施体制	地域、団体、企業など、他の組織と実施に必要な連携が図られているか 事業遂行に必要な専門知識や技術を持ったスタッフを確保しているか	
予算	予算設定	過大な支出を抑えた、費用対効果の高い予算設定であるか 予算額の積算根拠が明確であるか 参加費を集めるなど、相応の受益者負担を求めているか	10

## 【審査結果】

次の表は事業を得点の高い順に並べたものである。各委員の持ち点を100点とし、全委員の平均点をその事業の得点とした。得点が50点以上の事業を採択できるものとしているが、今回はすべての事業で50点以上となっている。

順	事業名	団体名
1	障がい児の保護者の居場所づくり事業	NPO 法人ペアレント・サポートすてっぷ
1	備中玉島の綿で玉島を真っ白にする	NPO 法人備中玉島観光ガイド協会
3	わたしたちの地域の防災力を高めよう	倉敷市災害ボランティアコーディネーター連絡会
4	子ども観光大使 IN 倉敷	倉敷子ども観光大使実行委員会
5	市民が「考えて・支えて・創る・外出支援」応援団（実践編）	特定非営利活動法人かめかめ福祉移送
6	「ソーシャルライター」養成講座&情報発信講座	公益財団法人みんなでつくる財団おかやま
7	「男おひとりさま料理カンタン教室」開講事業	シニア世代のサバイバル男料理の会
8	「シニア社会貢献デビュー講座 介護現場の体験・取材編」	NPO 法人介護ん
9	「学習」と「交流」による認知症予防事業（通称：学老クラブ事業）	岡山県高齢者福祉生活協同組合
10	「一汁一菜食」から学ぶ倉敷の文化	「倉敷のかあさん」Mamma Cafe
11	市民の目で橋守れ「橋守」サポーター養成事業	特定非営利活動法人 TEC.ECO 再生機構
12	ツツジ山再生プロジェクト	ツツジ山再生プロジェクト
13	さいころくらぶ	特定非営利活動法人くらしき教育発達研究所さいころ
14	ヨガ療法による介護予防ヨガ教室	特定非営利活動法人日本ヨガ療法士協会 岡山・四国

1位は同点

## 個別講評

### 障がい児の保護者の居場所づくり事業

[協働・市民提案コース]

障がい児の保護者が気軽に立ち寄れる居場所づくりはニーズのある活動である。この先活動の幅が広がるにつれて、経験値だけでは対応できないデリケートな相談がでてくることも予想される。専門職に繋げる役割に加え、スタッフの専門性を高めるための勉強会や研修の受講など、必要に応じて実施されたい。また、ハンドブックの販売により団体の資金面での自立の基盤ができつつあり評価できる。是非、冊子の改訂版などの作成に取り組んでいただきたい。今後も社会的な役割を意識しつつ、より有益な活動へと発展されることを期待する。

### 備中玉島の綿で玉島を真っ白にする

[自主事業コース]

玉島地区に特化して、備中綿を題材に地域の活性化を図るとともに、円通寺などの観光へと繋げることで、産業活性と観光振興の両側面から大きな貢献が期待できる。すでに綿の生産が一定程度進んでおり、そこから紙すきや綿を使った作品づくりへと活動が発展しており評価できる。収支については農業採算性も課題であるが、綿くりや機織りの体験を効果的に展開することで、活動継続への道を模索できるのではないだろうか。後継者育成のため、若者が興味を持ち団体の活動に参加できるように事業を深めていただきたい。

### わたしたちの地域の防災力を高めよう

[自主事業コース]

協働・行政提案コースとして3年間活動した後の提案である。防災意識を高める地道な活動であり評価できる。加えて、自主防災組織が成立した後、次に何に取り組めばよいか具体的な方向性を示す働きかけがあると良い。また、防災士や地域の消防団員と連携することや、行政と地域の活動目的と役割を整理した上で、地域の防災リーダーの育成に焦点を絞るなどといった柔軟な展開も検討されたい。徳島の研修において、参加者はニーズを持った上での参加である。相応の参加費を徴収し、団体の自立が進展することを期待する。

### 子ども観光大使 IN 倉敷

[自主事業コース]

TOSS(Teachers' Organization of Skill Sharing)という活動基盤があり、目的や事業の方向性が明確である。オリンピックの後方支援活動が視野に入っており、参加者への動機づけになるといえる。事業実施の際は、子ども達の年代別に目標を定めて美観地区の案内をするなど、地域貢献の意識付けに繋がるような工夫を加えていただきたい。また、観光大使にレベルを設定し、継続して育成するといったことも必要である。収支については、保護者から参加費を集めたり、企業とタイアップするなどの取り組みをしていただきたい。

## 市民が「考えて・支えて・創る・外出支援」応援団（実践編）

[自主事業コース]

市内には過疎の問題を抱える地域もあり、意義ある活動といえる。地域ごとの問題を認識したうえで活動をしている点は評価できる。一方、利用率が上がらない点について、情報提供の問題のみとせず、運行管理や曜日等、住民ニーズに沿った方法に柔軟に対応する必要がある。地域ごとの自発的な活動に繋げるためにも、出前講座の効果的な提示方法の工夫や、講座内容そのものの再検討の必要もある。地元に着した実践を継続できるように、行政と住民のニーズを折り合わせたうえで、モデルとなる活動に繋げていただきたい。

## 「ソーシャルライター」養成講座&情報発信講座

[自主事業コース]

多様化し複雑化している社会課題、その解決や改善を図るために市民団体と個人・地域社会を繋ぐ役割を担うということであり、目的や方向性が明確である。すでに活動実績を持ち、ほぼ自立した状況にあり、今後の継続が十分可能である。講座は「何か活動を始めたい」、「団体や地域社会と繋がりたい」と考えている人たちにとって、社会参画への橋渡しとなるモデル的活動である。受益者負担5千円は同様の講座と比較して低額であり、参加しやすい設定と言える。今後益々需要が伸びると予測され、発展を期待したい。

## 「男おひとりさま料理カントン教室」開講事業

[協働・市民提案コース]

協働・市民提案コースとして3年目の事業であり、これまでの成果を踏まえた提案となっている。近隣スーパーでの食材購入体験や独自のレシピなど、初心者に対するきめ細やかな計画である。しかし、それに応じて参加費も高くなっている。目的達成に必要な企画内容であれば、適正な受講料を参加者から徴収することも可能と考える。また、開催場所は地域の公民館を活用するなど、各地域からの気軽な参加を想定し、柔軟な計画をしていただきたい。また、他の料理教室との差別化をより一層図ることで、特色ある企画となるよう検討されたい。

## 「シニア社会貢献デビュー講座 介護現場の体験・取材編」

[自主事業コース]

高齢化への対策は、重要な課題であり評価できる。また、「倉敷市介護支援いきいきポイント制度」の促進としても啓発の意味がある。ボランティア参加のニーズがあっても実際の行動に繋がっていないことについて、取材やミニコミ誌の作成にとどまらず、そのミニコミ誌を読む対象を明確にすることが必要といえる。講座は大変充実した内容であるが、参加者が一律3時間の講習を受けるとするのは体力的に厳しいということも考えられる。参加したいボランティア内容、あるいは参加者の得意分野をある程度考慮した上で、講座内容の見直しを行なうことも必要である。予算面では謝金の占める割合が高く、適正な支出となるよう検討されたい。

## 「学習」と「交流」による認知症予防事業（通称：学老クラブ事業）

[協働・行政提案コース]

高齢者の認知症予防を目的にサロンを開催し、小学生を含めた多世代交流の機会を企画されたことは評価できる。組織が大きく、活動のノウハウもすでに活用された上での企画と思われるが、1回あたりの参加見込みが10名と少なく費用対効果が懸念される。また、対象とする主体を高齢者に設定した場合、サロンの目的には合致するが、小学生の位置づけと課題学習については検討の余地がある。子どもたちが飽きずに積極的に参加でき、次の開催にも参加したくなるような環境づくりや企画が必要となる。目的とする学習と交流の両方を充実させる企画にするための更なる工夫を期待する。

## 「一汁一菜食」から学ぶ倉敷の文化

[自主事業コース]

不登校や引きこもりの若者が社会と関わる第一歩となる活動であり、実際に関わった若者が自立した例もあることから、大変意義のある活動といえる。しかし、地元の人に加えて観光客もランチの対象とすることで、食材、費用、メニュー等について、需要と供給にズレが生じる恐れがあるため留意が必要である。緩い雰囲気場の設定も重要であり、当初から想定している若者に対象を絞り、地元での野菜作りに取り組むといったようなことも効果的であると考えられる。これまでの活動を振り返り、本当に必要な人に対して開催されるよう、適正な時期、回数、内容についても検討されたい。

## 市民の目で橋守れ「橋守」サポーター養成事業

[自主事業コース]

市民が地域の橋に関心を持ち、その橋を点検するという企画の目的や課題は評価できる。参加者が興味をもって橋に関わり、「ひび通報」等による異常の早期発見に繋がることは大いに意義がある。しかし、専門性が高すぎるのか、土木や橋に興味のある人の確保が難しいのか、参加者が少ないのが現状である。地域を守るという活動目的をもつ、地元の消防団に声をかけることなども検討されたい。また、行政や専門機関との連携は必須である。今後の橋守サポーター認定の検討や土木遺産見学ツアーなど楽しみながら気軽に参加できる企画に期待したい。

## ツツジ山再生プロジェクト

[自主事業コース]

歴史のある帯江銅山に愛着を持ち、住民の理解を得ながらツツジを育て広げることで、地域の活性化に繋げるという提案であるが、写真展やコンテストに偏っている印象を受ける。また、謝金をはじめ費用対効果に留意するとともに、ツツジの苗の育て方の指導を織り込むなど参加費を集める工夫をしていただきたい。地域への愛着を育てるために、子ども達にツツジと銅山との繋がりなど、地域の歴史を伝えるといったようなことも検討されたい。次世代に興味を持ってもらい、次に繋がる活動へと発展することを期待する。

## さいころくらぶ

[自主事業コース]

貧困の連鎖に着目し、それを断ち切るための学習支援に取り組むことは意義がある。しかし、対象者が小学生から高校生までと幅広く、指導内容の質や開催時間の定期的な確保をはじめ、それぞれの発達に適した学習の場を提供できるのか疑問が残る。指導者や監督者を学生ボランティアで確保するとのことであるが、その立場や責任も問われる。収支については、参加費を無料にしているが、少額でも納めることが生徒のモチベーションの維持や向上に繋がると考えられる。団体の自立にも留意した上で開催されたい。

## ヨーガ療法による介護予防ヨーガ教室

[自主事業コース]

ヨーガ療法による高齢者のQOL (Quality Of Life) の維持や向上を目指しており、高齢化社会において一定のニーズはある。しかし、一般に開催されているヨーガ教室との差異や有効性の根拠がわかりにくい。高齢者であれば、内服中の薬による活動制限や持病と運動との関連において必ずしも良いことばかりではない。参加条件の制限や、体調の急変に対応できる保険への加入も検討されたい。また、身近な公民館などの公共施設を利用するのであれば、日程や時間帯によって使用できない施設も多い。介護予防の目的を達成するため、月2回の教室で終わることなく、高齢者が日常的に取り組める工夫を期待する。

## 倉敷市市民企画提案事業審議会委員名簿（第5期）

平成26年12月26日現在

氏名（敬称略）	所属等
いぎ なおき 猪木 直樹	玉島みなと若旦那会
いしだ まい 石田 麻衣	弁護士（太陽綜合法律事務所）
いわたに よしお 岩谷 義雄	倉敷市非常勤嘱託員
いわもと たけし 岩本 武	水島信用金庫 常務理事
おかの てるみ 岡野 照美	岡田地区まちづくり推進協議会 事務局員 元 協働の指針検討委員会委員
かとう みつみ 加藤 充美	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学 学生部長 音楽学部音楽学科 教授
きど けいこ 木戸 啓子	倉敷市立短期大学 保育学科 准教授
ふくもと まさひろ 福本 正弘	岡山県備中県民局 地域づくり推進課 課長
ふくやま てつろう 福山 哲郎	FMくらしき「プリティーウーマン」 スペシャルサポーター
まつもと けいこ 松本 啓子	川崎医療福祉大学 保健看護学科 教授

50音順

倉敷市市民企画提案事業審議会

会長 加藤 充 美 様

倉敷市市民企画提案事業について（諮問）

倉敷市市民企画提案事業実施要綱（平成18年11月21日施行）第7条第2項の規定に基づき、次の市民企画提案事業の採択に係る審査について諮問します。

平成27年2月8日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

- 1 平成27年度自主事業部門の採択審査  
子ども観光大使 IN 倉敷 ほか10件
- 2 平成27年度協働事業部門の採択審査  
「男おひとりさま料理カンタン教室」開講事業 ほか2件

## 倉敷市市民企画提案事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自主自立した市民公益活動が多様に展開され、もって市民参加や協働によるまちづくりを推進するため、市民公益活動をしようとする団体が提案する事業(以下「提案事業」という。)に補助金を交付するものとし、その申請、選定及び補助金交付等に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (提案事業の部門)

第2条 提案事業は、次に掲げる部門で構成し、各部門の補助の目的は別表に定めるところによる。

- (1) 自主事業部門(自主事業コース)
- (2) 協働事業部門
  - ア 市民提案コース
  - イ 行政提案コース

### (申込団体)

第3条 申込みできる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に活動拠点を有する団体
- (2) 組織運営等に関する規則、会則等が定められている団体
- (3) 提案時において、次のいずれかに該当する5人以上で構成している団体。
  - ア 本市内に住所を有する者
  - イ 本市内に勤務する者
  - ウ 本市内の高校、短大、大学その他の各種学校等に在学している者
- (4) 別表に定める要件に適合する団体

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、申し込みできないものとする。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)又は政党等を推薦し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準

すべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）  
第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体  
（対象となる提案事業）

第4条 提案事業は、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 提案団体が実施主体となる事業  
(2) 単年度で完結する事業  
(3) 本市又は本市の外郭団体の補助を受けない事業  
(4) 原則として本市内で実施される事業  
(5) 協働事業部門は、本市が実施中又は実施予定としている事業と重複しない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は提案事業の対象としない。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む。）を主眼とする事業  
(2) 個人給付等の補助的制度に関する事業  
(3) 営利を目的とする事業  
(4) 宗教上の教義、信者の教化育成等に係る事業  
(5) 政治上の主義の推進、支持、反対等の主張又は表明に係る事業  
（提案事業の公募）

第5条 市長は、提案事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、応募要領を定めて公表するものとする。

3 前項の応募要領には、審査の方法及び基準を記載するものとする。

（申込方法）

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、  
所定の申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

- (1) 事業計画書  
(2) 予算書  
(3) 提案団体概要書  
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 提案団体は、同一の募集期間内において1事業のみ申し込みできるものとする。

3 協働事業部門への申し込みにおいては、提案団体は、協働の相手方となる市の担当課（以

下「市担当課」という。)と提案事業の内容について、事前に合意しておくものとする。

(提案事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込書類の提出を受けた提案事業について、第5条第3項の規定による方法等により審査するものとする。

2 前項の審査にあたっては、市長が倉敷市市民企画提案事業審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

3 市長は、審議会の答申を踏まえ、適当と認める提案事業(以下「採択事業」という。)を選考し、選考結果を当該提案団体に通知するものとする。

4 市長は、採択事業の概要及び選定理由を公表するものとする。

(経費の補助)

第8条 市長は、別表に定めるところにより、採択事業の実施に要する経費について、補助金を交付することができる。

2 同一団体に対する補助金の交付は、各コース合わせて5年までとする。

(対象経費)

第9条 補助金の交付の対象とする経費は市長が別に定める。

(採択事業の具体化と進行管理)

第10条 第7条第3項の規定により採択事業として通知を受けた提案団体(以下「実施団体」という。)及び市長は、それぞれの役割分担及び事業内容を明確にした協定書を締結するものとする。ただし、自主事業コースの実施団体についてはこの限りではない。

2 協働事業部門の実施団体及び市長は、協定書に則り、採択事業の実施及び進行管理を行うものとする。

3 市長は、進行状況並びに実施結果について、適時に公表するものとする。

(採択事業の変更)

第11条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは事業計画変更協議書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 採択事業に要する経費の配分を変更しようとするとき

(2) 採択事業の内容を変更しようとするとき

(3) その他申請に係る事項の変更をしようとするとき

2 市長は、実施団体から前項の申し入れがあったときは、直ちに実施団体と協議を行い、措置を決定し、通知するものとする。

(採択事業の中止等)

第12条 実施団体は、採択事業を中止し、又は廃止しようとするときは事業中止・廃止届を市長に提出するものとする。

2 市長は、実施団体から前項の届出があったときは、直ちに採択事業の中止・廃止に伴う補助金の返還を命ずるなど措置を決定し、通知するものとする。

(事業報告書)

第13条 実施団体は、採択事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書としてとりまとめ、市長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

(報告会等)

第14条 市長は、中間ヒアリング及び事業実施報告会(以下「報告会等」という。)を開催するものとする。

2 実施団体は、市長が報告会等を開催するときは、主体的に参加しなければならない。

(採択事業の評価等)

第15条 採択事業の事業評価にあたっては、市長が審議会に諮問するものとする。

2 市長は、審議会から事業評価の答申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(事務局)

第16条 事務局は、市民活動推進課に置く。

2 事務局は、次の事務を所掌する。

(1) 第一次審査となる書類審査に関すること。

(2) 円滑な事業実施への連絡や調整に関すること。

3 審査の公平・公正を期するため、市民活動推進課は、第6条第3項に規定する市担当課から除く。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第17条 実施団体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、協定書を締結した採択事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度又は平成21年度に新たに実施した採択事業のうち、引き続き平成22年度以降に採択を受けて実施する採択事業の補助率及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

別表（第2，3，8条関係）

部門	自主事業部門	協働事業部門	
コース	自主事業コース	市民提案コース (団体の企画提案)	行政提案コース (市がテーマを提示し団 体が企画提案)
補助の目的	自主活動を充実・発展さ せるための補助	団体と市が協働という手法で実施することで，より 効果的になり市民サービスの向上につながる事業を 実施するための補助	
補助率	対象経費の90%以内	対象経費の75%以内	対象経費の100%以内
補助の上限	30万円	50万円	
応募要件	申込日現在で1年以上の 活動実績がある団体	自主事業コースで1年以上 の実績がある団体，又は同 等の実績がある団体	申込日現在で1年以上の活 動実績がある団
補助年数	3年以内	3年以内	3年以内

交付額は千円単位（千円未満切捨て）とする。